

前回のご指摘事項関係資料

利益剰余金の処分

【発言(概要)】

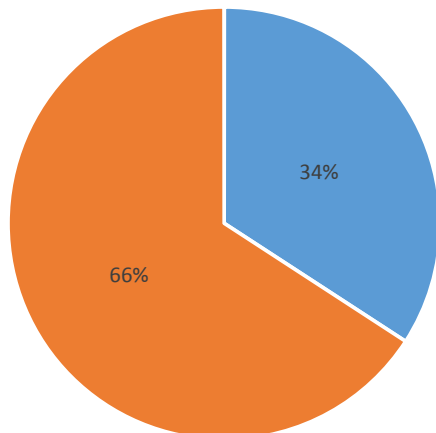
○ 下水道事業で十分に積み立てられていないのは、累積欠損金がある事業が多いということが影響していないか。

【利益剰余金の処分】

- 前年度からの繰越欠損金に充当した後、未処分利益剰余金勘定にプール
- 法令の規定又は議会の議決を経て処分(予算における予定処分又は決算における決算処分)
 - ・積立金(減債積立金、利益積立金、建設改良積立金、災害準備積立金等)に積み立て
 - ・他会計へ繰出し

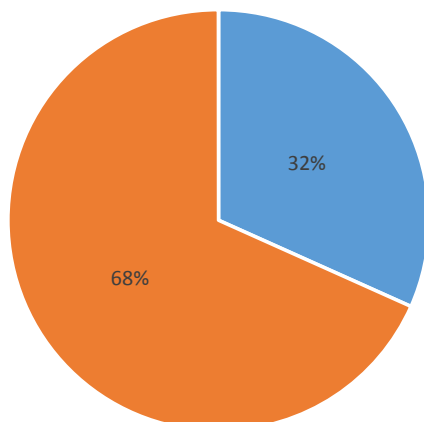
<上水道、下水道事業における累積欠損金の状況>

●下水道(全事業)



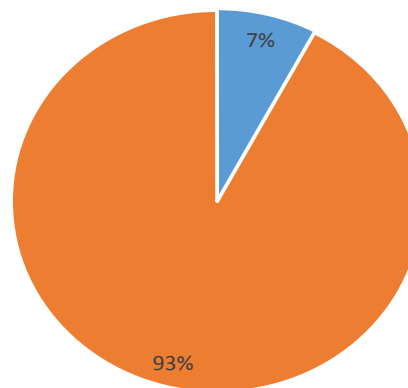
■ 累積欠損金あり ■ 累積欠損金なし

●下水道(政令市)



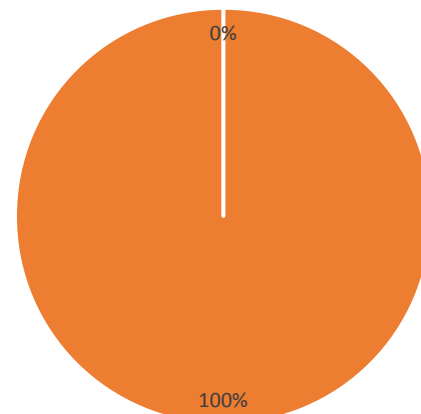
■ 累積欠損金あり ■ 累積欠損金なし

●上水道(全事業)



■ 累積欠損金あり ■ 累積欠損金なし

●上水道(政令市)



■ 累積欠損金あり ■ 累積欠損金なし

(地方公営企業決算状況調査)

政令市における水道事業の資産維持費・積立金の状況

【発言(概要)】

- スtockマネジメント、アセットマネジメントが進み、将来の投資額が見積もれる場合、所要額が計算できるはずなので、資産維持費は必ずしも率で設定することが適切か。
- 料金の決め方が、積み上げていくわけではなく、目標とする料金改定があったら、そこから逆算して決められているのではないか。

- 政令市において総括原価方式で料金原価を算出している団体において、資産維持率を設定している例を見ると、0.5%、0.186%と、水道料金算定要領に「標準」として示されている資産維持率3%とは乖離している。

決算年度	団体名	水道料金の原価の算出方法について、総括原価方式(損益収支方式)、資金収支方式どちらか。	水道料金の原価を総括原価方式(損益収支方式)で算出している事業体に伺います。資産維持費相当額を算入しているか。	資産維持費相当額を「算入している」と回答した事業体に伺います。資産維持率を設定していますか。	【現行料金における資産維持率】(%)	利益剰余金(千円)	減債積立金(千円)	利益積立金(千円)	建設改良積立金(千円)	その他積立金(千円)
2017	A市	総括原価方式(損益収支方式)	算入している	設定している	0.500	37,994,581	0	0	0	15,600,000
2017	B市	資金収支方式	—	—	—	4,932,571	0	0	0	0
2017	C市	資金収支方式	—	—	—	13,115,117	0	0	0	1,040,000
2017	D市	—	—	—	—	0	0	0	0	0
2017	E市	資金収支方式	—	—	—	30,758,504	0	0	10,191,112	0
2017	F市	総括原価方式(損益収支方式)	算入している	設定していない	—	17,364,552	0	0	0	0
2017	G市	資金収支方式	—	—	—	8,725,240	0	0	4,739,585	0
2017	H市	総括原価方式(損益収支方式)	算入していない	—	—	6,049,774	1,684,136	0	0	250,000
2017	I市	総括原価方式(損益収支方式)	算入していない	—	—	6,389,813	1,348,000	0	2,694,444	0
2017	J市	総括原価方式(損益収支方式)	算入している	設定していない	—	2,886,962	0	0	1,248,240	0
2017	K市	総括原価方式(損益収支方式)	算入している	設定していない	—	8,632,972	0	0	0	0
2017	L市	総括原価方式(損益収支方式)	算入していない	—	—	30,268,836	0	0	0	0
2017	M市	総括原価方式(損益収支方式)	算入していない	—	—	11,190,358	0	0	0	0
2017	N市	総括原価方式(損益収支方式)	算入している	設定していない	—	14,480,021	0	0	6,365,995	0
2017	O市	総括原価方式(損益収支方式)	算入している	設定している	0.186	7,781,166	0	0	3,390,114	1,209,000
2017	P市	資金収支方式	—	—	—	9,967,198	0	0	6,318,135	0
2017	Q市	資金収支方式	—	—	—	6,328,059	0	0	2,700,000	0
2017	R市	総括原価方式(損益収支方式)	算入していない	—	—	10,885,711	0	0	0	0
2017	S市	資金収支方式	—	—	—	5,498,007	1,166,204	0	0	0

下水道事業における「資金不足」

『自治体財政の知恵袋』(小西砂千夫)

Part1 地方財政の制度とその運営に関すること

IV 地方公営企業に関すること

意外に健全な下水道事業

下水道事業の経営状態が芳しくないというときには、ほとんどの場合、法非適用であって現金主義会計の経理を行っていて、そこで多額の資金不足が発生している(あるいはそれを避けるために、一般会計から無理をして繰出しをしている)という意味で使っていると思われる。

下水道事業が資金不足に陥りやすいことは確かです。その理由は、管きよ等の施設・設備の耐用年数に対して下水道事業債の償還期間が短いからです。管きよの減価償却期間は50年なので、地方債の償還は前倒しで行われることになります。そこで、資本費平準化債を使って借り換えを通じて償還期間の延長を図ることができます。資本費平準化債を限度額まで発行しない限り、資金不足が生じてもおかしくないわけです。つまり、資金不足が発生していても、それが収支構造が悪いことを意味するとは限らないということになります。

先述のように、自治体財政健全化法は、法適用企業であろうと法非適用企業であろうと、地方公営企業単体での健全化の規定が適用されます。その際、下水道事業のように任意適用の場合、法適用か法非適用かのどちらかにするかで、自治体財政健全化法上の扱いが有利でも不利でもいけないわけです。自治体財政健全化法上は、全体として資金不足を示す財政指標である健全化判断比率が主となっています。そこで、地方公営企業についても資金不足比率で健全度を判断します。その限りでは、資金不足を指標にしているように見えます。しかし、資金不足が生じている場合には、解消可能資金不足適用後の資金不足とされています。解消可能資金不足額の定義のうち代表的なものは、「累積償還償却差額算定方式」ですが、それは減価償却費よりも前倒しで元本償還を行っている場合、前倒して償還した額については資金不足とみなさないというものです。言い換えれば、減価償却費相当分だけ元本償還しなかったとみなしたときの資金不足額に置き換えるということです。それはどういうことでしょうか。

公営企業会計についての発生主義会計の費用と収益と、現金主義会計の歳出と歳入を思い浮かべてみましょう。人件費や事業収入など同じ項目でも、現金主義会計と発生主義会計では、微妙に額は変わりますが、それほど差はないとしましょう。両者でもっとも大きく異なるのは、減価償却費と元本償還です。ところが、解消可能資金不足額を適用するということは、元本償還を減価償却費に置き換えるということです。つまり現金主義会計の資金不足を、発生主義会計の当期利益に近似させることを意味します。そもそも解消可能資金不足の解消可能の意味は、借入の償還期間がまだ来ていないので、施設を稼働させることで確保できる使用料等の収入によって、後年度に資金不足を解消できるという意味です。すなわち、減価償却費分だけ元本償還すれば、それでよろしいとなります。ということは、自治体財政健全化法は、地方公営企業に対して資金不足比率で健全化の規定を適用していますが、解消可能資金不足額を適用することで、発生主義会計ベースで健全であれば問題なしとみなしていることになります。

自治体財政健全化法の資金不足比率で、平成28年度決算の段階で、下水道事業会計で資金不足額を計上しているのは1つの企業ですが、事業規模に対する割合は小さく、赤字比率20%以上の経営健全化基準を大きく下回っています。つまり、下水道事業は自治体財政健全化法上では健全であって、発生主義会計的にも健全であるということになります。下水道事業に対して、地方公営企業法を適用して発生主義会計に移行しようとしています。その結果、大幅な赤字になるのではないかと懸念する声があります。しかし、それはほとんどの場合は杞憂です。下水道事業は、資金不足額から受ける印象とは違って、意外に健全であるといえます。